

災害時における特別措置の内容詳細について

当社は、災害救助法が適用された地域、または激甚災害の指定を受けた災害の対象地域において、被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等からお申し出があった場合には、「託送供給等約款」、「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款」、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」における特別措置を適用いたします。

【小売電気事業者さま等】

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延伸

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の前月（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります）当月、翌月および翌々月の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する月から6カ月後の末日までの間、電気を使用されない日数×4%分を接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金から免除いたします。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金^{*1}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から引き続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに被災日が属する月から6カ月後の末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費^{*2}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、被災日が属する月から6カ月後の末日までに臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金は、被災日が属する月から6カ月後の末日まで申し受けません。

6. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、被災日が属する月から6カ月後の末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{*3}は申し受けません。

【発電事業者さま等】

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日^{※4}の延伸

被災された発電者さまの前月（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります）、当月、翌月および翌々月の系統連系受電サービス料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災された発電者さまが、被災時から引き続きまったく発電または放電されない場合には、被災日が属する月から6カ月後の末日までの間、発電または放電されない日数×4%分を系統連系受電サービス料金から免除いたします。

3. 災害のため発電設備が復旧までに一時運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、被災日が属する月から6カ月後の末日まで申し受けません。

【当社と電気最終保障供給約款または離島等供給約款のご契約をいただいているお客さま】

1. 電気料金の支払期日^{※5}の延伸

被災されたお客さまの前月（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります）、当月、翌月および翌々月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する月から6カ月後の末日までの間、電気を使用されない日数×4%分を電気料金の基本料金から免除いたします。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに被災日が属する月から6カ月後の末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、再建等のため、被災日が属する月から6カ月後の末日までに契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、被災日が属する月から6カ月後の末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、再建等のため、被災日が属する月から6カ月後の末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※1、2、3)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

※4) 系統連系受電サービス料金の支払期日は、料金算定日の翌日から30日目をいいます。

※5) 電気料金の支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

以 上